明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔政　令〕

○内閣官房組織令の一部を改正する政令（九二）　四
○厚生労働省組織令の一部を改正する政令（九三）　五
○産業構造審議会令の一部を改正する政令（九四）　五
○国土交通省組織令の一部を改正する政令（九五）　五
○独立行政法人日本学生支援機構法施行令の一部を改正する政令（九六）　六
○離島振興法施行令の一部を改正する政令（九七）　七
○予算決算及び会計令の一部を改正する政令（九八）　七
○公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行令の一部を改正する政令（九九）　八
○私立学校教職員共済法施行令の一部を改正する政令（一〇〇）　八
○信用金庫法施行令及び中小企業等協同組合法施行令の一部を改正する政令（一〇一）　八
○公害健康被害の補償等に関する法律施行令の一部を改正する政令（一〇二）　九
○自衛隊法施行令の一部を改正する政令（一〇三）　九
○原子力規制委員会設置法の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（一〇四）　九
○平成二十五年度における高齢者の医療の確保に関する法律による前期高齢者交付金の額の算定に係る率及び割合を定める政令（一〇五）　九

〔府　令〕

○信用金庫法施行規則等の一部を改正する内閣府令（**内閣府**一二）　一三
○銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令（**同**一三）　一三
○金融商品取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う金融庁関係内閣府令の整備等に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令（**同**一四）　一四

〔府令・省令〕

○関係行政機関が所管する法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部を改正する命令（**内閣府・総務・法務・外務・財務・文部科学・厚生労働・農林水産・経済産業・国土交通・環境・原子力規制委・防衛**一）　一四
○労働金庫法施行規則の一部を改正する命令（**内閣府・厚生労働**五）　一五
○漁業協同組合等の信用事業等に関する命令及び農林中央金庫法施行規則の一部を改正する命令（**内閣府・農林水産**五）　一五
○経済産業省関係総合特別区域法第五十三条に規定する政令等規制事業に係る省令の特例に関する措置を定める命令の一部を改正する命令（**内閣府・経済産業**三）　一六
○国土交通省関係総合特別区域法第五十三条に規定する政令等規制事業に係る省令の特例に関する措置を定める命令（**内閣府・国土交通**一）　一六

〔省　令〕

○義務教育費国庫負担法第二条ただし書の規定に基づき教職員の給与及び報酬等に要する経費の国庫負担額の最高限度を定める政令施行規則の一部を改正する省令（**文部科学**七）　一六
○原子力規制委員会設置法の一部の施行に伴う文部科学省関係省令の整理等に関する省令（**同**八）　一七
○文部科学省組織規則の一部を改正する省令（**同**九）　一七
○文部科学省定員規則の一部を改正する省令（**同**一〇）　一八
○私立学校教職員共済法施行規則の一部を改正する省令（**同**一一）　一八
○公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則の一部を改正する省令（**同**一二）　一八
○大学設置基準及び短期大学設置基準の一部を改正する省令（**同**一三）　一九
○独立行政法人日本学生支援機構に関する省令の一部を改正する省令（**同**一四）　一九
○独立行政法人日本原子力研究開発機構の業務運営並びに財務及び会計に関する省令及び特別会計に関する法律施行令第五十二条第一項第五号に規定する事務の区分を定める省令の一部を改正する省令（**文部科学・経済産業**一）　二九
○独立行政法人日本原子力研究開発機構の業務運営に関する省令（**同**二）　三〇
○独立行政法人放射線医学総合研究所の業務運営に関する省令の一部を改正する命令（**文部科学・原子力規制委**一）　三一
○厚生労働省組織規則の一部を改正する省令（**厚生労働**四二）　三一
○国土交通省組織規則の一部を改正する省令（**国土交通**一二）　三二
○環境省定員規則の一部を改正する省令（**環境**一〇）　三二
○防衛省が行う飛行場及びその施設の設置又は変更の事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令の一部を改正する省令（**防衛**四）　三九
○防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律施行規則の一部を改正する省令（**同**五）　三九
○駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法施行規則の一部を改正する省令（**同**六）　四〇
○自衛隊法施行規則の一部を改正する省令（**同**七）　四〇

（以下次のページへ続く）

本日公布された法令の「あらまし」は、三ページに掲載されています。